

子発 1223 第 1 号
令和 3 年 12 月 23 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日閣議決定)において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、今般、別添のとおり「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。